



日米地位協定の抜本的改定を



抜本的改定を

全国革新懇 ● 憲法共同センター ● 安保破棄中央実行委員会

〒151-0051 東京都渋谷区
千駄ヶ谷 1-7-8
千駄ヶ谷尾澤ビル 1階

〒113-8462 東京都文京区
湯島 2-4-4
全労連会館 4 F

〒101-0061 東京都千代田区
神田三崎町 2-11-13
MMビル II 502

日米地位協定の抜本的改定を求める請願

衆議院議長 様
参議院議長 様

【紹介議員】

請 願 趣 旨

在日米軍の兵士や軍属らによる事件・事故は、旧日米安保条約が発効した 1952 年から現在までに全国で 21 万件を超え、日本人の死者は 1093 人に達しています。この中では、沖縄での事件・事故が圧倒的多数を占めていますが、1972 年の日本復帰までのものは実態把握ができず含まれていません。沖縄では日本に復帰した 1972 年 5 月 15 日から 2018 年までに 4 万 6649 件の米軍による事件・事故が発生し、そのうち米軍機墜落が 47 件、凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強姦）が 576 件に及んでいます。今も、沖縄をはじめ全国で国民の安心安全が脅かされ続けており、一刻の猶予もありません。

また、米軍機の低空飛行や爆音・騒音被害は全国に広がっており、住民の平穏な生活を妨げています。

こうした事件・事故、被害の背景には、国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法や、事故の際日本側に立ち入り権のないこと、刑事裁判権における米軍の特権などを定めた日米地位協定があります。日本弁護士連合会は 2014 年に日米地位協定改定への意見書を提出しています。ドイツ、イタリアなどのヨーロッパの国々では、米軍への国内法適用が原則になっていることが 2018 年の沖縄県の調査などで明らかになっています。

2018 年 7 月 27 日、札幌市で開かれた全国知事会は、「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。この提言の中には、「日米地位協定を見直し、航空法や環境法令など国内法を原則として適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」が盛り込まれています。

この提言以降、全国各地の自治体議会で、全国知事会の提言をふまえた意見書採択のとりくみが広がっています。その数は、2019 年 12 月現在で 8 道県と 175 市町村に達しています。

以上の状況をふまえ、下記事項の実現を強く求めます。

請 願 項 目

1. 日米地位協定を抜本的に改定し、基地提供の期間や使用目的など条件の明記、米軍への国内法の原則適用、基地内や事故現場への日本側の立ち入りなどを実現すること。

氏 名	住 所

取り扱い団体

【送付先】 安保破棄中央実行委員会 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13 MMビルⅡ502